

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の公布について

1 改正の経緯

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布されたことに伴う介護保険法の一部改正により、新たなサービスとして「共生型居宅サービス」及び「共生型介護予防サービス」が創設したことに伴い、基準について、都道府県条例で定めることとされたため、当該基準を定めたもの。

2 対象事業所

名古屋市、岡崎市、豊田市及び東三河地区を除く愛知県内に存在する介護保険指定事業所。（名古屋市、岡崎市、豊田市及び東三河地区に存在する介護保険指定事業所については、それぞれの市又は東三河広域連合が定める条例が適用されます。）

3 主な改正内容

共生型居宅サービス及び共生型介護予防サービスの基準について次のように定める

(1) 非常災害対策（共生型通所介護、共生型短期入所生活介護及び共生型介護予防短期入所生活介護）

ア 「震災、風水害、火災その他の非常災害時」に関する具体的計画を立て、関係機関への連絡体制を整備し、必要な訓練を行わなければならない。

イ 非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、介護保険施設、地域住民等との連携体制を整備するよう努めなければならない。

(2) 記録の整備等

ア サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

イ サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存すること。

(3) 事業の運営に係る要件

事業の運営について、暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならない。

(4) その他の基準

その他の基準については、厚生労働省令で定められるとおりとする。

4 施行日

平成30年8月1日

5 その他

施行日までは厚生労働省令が条例で定めた基準とみなされる。